株主総会　監査役用原稿（監査報告）

１．会社法上、監査役（会）の監査報告の内容は、株主総会において報告を求められていないが、株主総会議案等の調査結果の報告と合わせて、監査役による口頭報告を行うことがある。

２．連結計算書類の内容及びその会計監査人及び監査役（会）の監査の結果の報告義務については、取締役に課されている（法444条7項）が、監査の結果については、取締役の委任を受け、監査役が報告することも可能である。この場合、このことを明確にするため監査役の口頭報告に先立ち、株主総会の議長より、当該報告は監査役から行われる旨の説明があることが望ましい。

３．監査役は、株主総会の議案、書類及び電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。

その結果、これらの内容が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められなければ、株主総会に報告することは求められない（法384条）が、調査したことを明らかにすることから、指摘すべき事項が認められない場合でも、その旨を報告することがある。

この場合は、株主総会の議案全体に関わるので、株主総会の冒頭に報告することが多い。

４．会社がいわゆる買収防衛策等を策定しており、事業報告に施規118条３号に掲げる事項が記載されている場合には、当該事項についての意見も述べることが考えられる。

|  |  |
| --- | --- |
| 報　　　　告　　　内　　　　容 | 趣旨又は目的 |
| （常勤）監査役の○○○○でございます。監査役会の協議決定に従い、私からご報告申し上げます。 | 報告者の立場を明確にする（事前の監査役会で報告者と報告内容について決議しておくことが前提）。 |
| 第○○期事業年度に係る監査を行いました結果につきまして、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議いたしました結果、監査役会としての監査結果は、お手元の招集通知○頁の監査報告書（謄本）に記載のとおりでございます。 | 法381条1項に基づき作成し、法437条に基づき、招集通知に添付して、株主に提供済み。 |
| 既にご高覧頂いていることと存じますが、　・まず、事業報告及びその附属明細書は、法令又は定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。　・また、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令定款に違反する重大な事実が認められませんでした。　・さらに、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であり、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。　・計算書類及びその附属明細書の監査結果につきましては、会計監査人である○○監査法人の監査の方法と結果は相当であると認めます。 | 施規129条1項及び130条2項、計規127条及び128条に基づく監査報告書の内容（株主総会の進行に要する時間との兼合いで、報告時間を短縮したいときは、この部分を省略することも可能である）。 |
| なお、連結計算書類の監査に関しましては、会計監査人の監査報告書は招集通知の○頁に記載のとおり、会社及び企業集団の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているとの報告を受けております。監査役会といたしましては、先ほどの招集通知○頁に記載のとおり、会計監査人の監査の方法と結果は相当であると認めます。 | 法444条７項に対応して取締役から委任を受けた報告（会計監査人の監査報告内容については省略も可能）。 |
| 最後に、本総会に提出されております各議案及び書類につきましては、各監査役が調査いたしました結果、いずれも法令及び定款に適合しており、（特に）指摘すべき事項はございません。 | 法384条にもとづく。 |
| 以上、ご報告申し上げます。 |  |